

## 八街市立学校の適正配置等検討委員会委員の公募に関する要領

### 1 趣旨

この要領は、八街市審議会等の委員の公募に関する規則（平成29年規則第30号）に定めるもののほか、八街市立学校の適正配置等検討委員会の公募委員の公募及び選考に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 公募の方法

公募は、広報やちまた、市ホームページ、市公式SNSによる一般公募とする。

### 3 公募委員の数

公募により選任する委員の数は2人以内とする。

### 4 公募委員の任期

令和8年5月14日から令和11年5月13日まで

### 5 公募委員の応募資格

- (1) 令和8年5月14日現在で市内に在住、在勤又は通学している者
- (2) 八街市の職員及び議會議員でない者
- (3) 令和8年5月14日現在で八街市の他の審議会等の公募委員を2以上委嘱されていない者
- (4) 暴力団員などと密接な関係を有さない者
- (5) 平日日中の会議（年間5回程度開催）に参加できる者

### 6 募集期間

令和8年2月2日（月）から2月27日（金）まで

### 7 応募方法

応募者は申込書に必要事項を記入のうえ、「本市の将来を展望した学校の在り方」に関するレポート（任意様式1、200字以内）を添えて、教育総務課へ提出するものとする。

ただし、レポートは次の①～③の観点を踏まえ、作成するものとする。

- ① 小中学校1校当たりに望ましい児童・生徒数
- ② 1学年当たりに望ましい学級数
- ③ ①②を踏まえた学校の統廃合や就学区域見直しの必要性

### 8 選考方法

公募委員を選考するため、八街市立学校の適正配置等検討委員会公募委員選考委員会を置く。

- (1) 選考委員会は、各部の長をもって組織する。
- (2) 選考委員会に委員長を置く。
- (3) 委員長は、教育部長をもって充てる。
- (4) 選考委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- (5) 選考委員会は、公募委員の委嘱をもって解散する。
- (6) 選考委員会の事務は、教育総務課において処理する。

### 9 選考基準

公募委員は、別表の選考基準により選定する。

### 10 選考結果の通知

選考結果は、応募者全員に通知する。